

茨城県立こころの医療センター入院患者用カード式ランドリーセット等の設置・保守管理事業者の公募について

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項及び茨城県病院局会計規程第 81 条、第 82 条の規定に基づき、行政財産の貸付け等を受ける事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な手続き等について公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝文

1 趣旨

茨城県立こころの医療センター（以下「当院」という。）では、入院患者の負担する洗濯代金の軽減と自立訓練に寄与することを目的とし、カード式ランドリーセットを各病棟に設置しており、令和 5 年 7 月 1 日よりカード式ランドリーセット等の設置及び保守管理を行う事業者（以下「設置事業者」という。）を選定する。

2 貸付けを行う病院内の施設の概要

茨城県笠間市旭町 6 5 4 茨城県立こころの医療センター (建物)	各病棟の洗濯室 (1-1 病棟 3 台、1-2 病棟 2 台、1-3 病棟 2 台、 1-5 病棟 2 台、2-1 病棟 3 台、2-2 病棟 3 台、 2-3 病棟 5 台 計 20 台設置) その他 ・設置事業者の企画提案による必要と認める施設
施設の貸付料	設置事業者は、企画提案書（様式 1）で提案し、その額を負担する（月払い）。
施設の貸付期間	令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 5 年間

【参考：当院の概要】

病棟ベッド数（令和 4 年 4 月 1 日現在）	7 病棟 276 床
当院の延入院患者数（令和 3 年度）	73,258 人
病床稼働率（令和 3 年度）	72.7%
平均在院日数（令和 3 年度）	90.7 日

3 参加資格要件

次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 入院患者用カード式ランドリーセット等の設置・保守管理業務に関する説明書（以下「説明書」という。）及び同仕様書（以下「仕様書」という。）に定める要件を満たす者であること。

(7) 本公告日から過去10年間に於いて、医療法第1条の5で規定する病院かつ精神科病院での運用実績（カード式ランドリーシステム設置）を3年以上有すること。

4 説明書等の交付場所等

(1) 説明書等の交付場所及び問合せ先

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 総務課 TEL 0296-77-1151 内線 531

(2) 説明書等の交付期間

茨城県立こころの医療センターホームページ

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp/>

期間 公告の日から令和5年4月26日（水）まで

5 参加資格等の確認

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、説明書に指定した書類を4(1)に示した場所に、令和5年4月21日（金）（企画提案書については令和5年4月26日（水））午後5時までに提出しなければならない。

6 提出書類等

詳細は説明書による。

7 企画提案者による提案説明日時等

(1) 日 時 令和5年4月28日（金）午後3時30分から

(2) 場 所 茨城県立こころの医療センター ミーティングルーム（当院2F）

8 その他

(1) 提案者多数の場合は事前に書類審査を実施のうえ、選定された提案者のみが審査会に参加することができるものとする。

(2) 詳細は、説明書及び仕様書による。

(3) 書類等の作成に使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(4) 契約書作成の要否：要

(5) プロポーザルの参加に要する経費については、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(6) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。

(7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。

(8) 結果についての異議申し立ては、一切認めない。